

秋田県大潟村

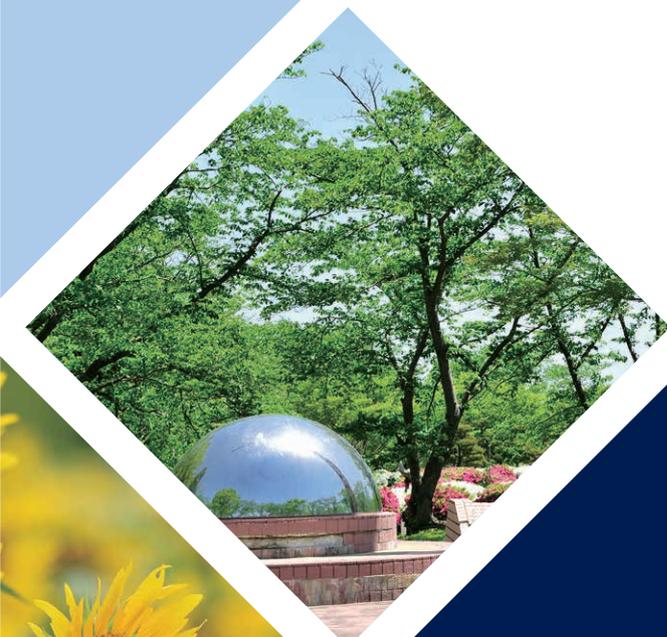


2022▶▶▶2029

大潟村 環境基本計画

～豊かな自然環境と共生する村～

令和4年3月



はじめに



大
瀧
村
長

高
橋

浩
人

戦後、大瀧村は日本の食糧生産を支えるため、大規模機械化農業で全国をリードしてきました。2014年の大瀧村50周年では、「大瀧村未来宣言」を行い、そのひとつとして、「自然と農業と人が共生する村」を宣言しています。

日本政府も2020年10月、当時の菅首相が初めて、2050年カーボンゼロ宣言をしました。社会は大きく変化しています。企業は脱炭素の準備をはじめ、先駆的な市町村でも脱炭素の動きが始まっています。

大瀧村では、政府に先駆けて、2019年度には、「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦」ロードマップを策定し、2021年2月には「ゼロカーボンシティ」を表明したところです。

大瀧村第2次環境基本計画は、2022年～2030年までの8年間の計画です。この8年間は、2050年のカーボンゼロ社会の実現に向けて舵をきる大切な時期になります。

その一方で、私たちの身近な自然環境である八郎湖の水質は、富栄養化が進み、夏場アオコが発生するなど、長年の大きな課題となっています。村民・事業者アンケートの結果や、大瀧村環境審議会委員の方々からも、水や村特有の自然環境を大切にしたいという意見を多くいただきました。そのため、本計画でも第1次環境基本計画での「豊かな自然環境と共生する村」を望ましい環境像として引き続き掲げていきます。

これからの8年は世界が持続可能な社会づくりや、カーボンゼロ社会を目指し大きく動きます。本村でもこれまで通り、村の水環境・自然環境との共生に力点を置きつつも、世界的な動きや技術発展の情報収集を行い全国に先駆けたカーボンゼロの村として、この環境基本計画の実現に向けて、施策を実行してまいります。私たちが享受した自然環境を後世に伝えていくためには、行政だけでなく、村民や事業者の皆さまそれぞれが行動を起こし、お互いを尊重し、連携していくことが重要です。皆さまと一体となって、自然環境と共生しながらカーボンゼロ社会を目指す村として施策を進めていきたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご意見をいただいた、大瀧村環境審議会委員の皆さまをはじめ、村民アンケートにご回答いただいた全世帯の皆さま、事業所アンケートにご協力いただいた事業所の皆さますべてに、この場をお借りし、感謝申し上げます。

目次

Contents

大湊村環境基本計画

～豊かな自然環境と共生する村～

第1章

…………… 計画の基本的事項

| | |
|-------------------|----|
| 1. 計画策定の背景と目的 | 2 |
| 2. 国内外と大湊村の動向 | 2 |
| 3. 計画の役割と位置づけ | 8 |
| 4. 計画の取組主体 | 10 |
| 5. 計画の対象範囲（地域・分野） | 11 |
| 6. 計画の期間 | 11 |
| 7. 計画の対象とする環境範囲 | 11 |
| 8. SDGsと計画の関係 | 12 |

第2章

…………… 大湊村のすがた

| | |
|-----------------|----|
| 1. 自然特性 | 15 |
| (1) 位置・地形 | 15 |
| (2) 気候・気象 | 16 |
| (3) 環境特性（マクロ視点） | 17 |
| 2. 社会特性 | 17 |
| (1) 人口 | 17 |
| (2) 土地利用 | 17 |
| (3) 経済・産業 | 18 |

| | |
|---------------|----|
| 3. 地域特性 | 19 |
| (1) 八郎湖水質 | 19 |
| (2) 環境保全型農業 | 21 |
| (3) 自然（生物多様性） | 21 |
| (4) 廃棄物処理 | 22 |
| 4. エネルギー | 22 |

第3章

…………… 望ましい環境像と基本目標

| | |
|------------|----|
| 1. 望ましい環境像 | 24 |
| 2. 基本目標 | 24 |
| 3. 基本方針 | 25 |

第4章

…………… 施策の展開

| | |
|---------------------------|----|
| 基本目標① 環境保全の推進 | 28 |
| 基本目標② 地球温暖化対策の普及・啓発 | 30 |
| 基本目標③ 廃棄物の適正処理と資源循環型の村づくり | 33 |
| 基本目標④ 環境美化と環境衛生の推進 | 35 |
| 基本目標⑤ 八郎湖の水質改善 | 37 |
| 基本目標⑥ 村全体で取り組む環境活動 | 39 |

第5章

…………… 計画の推進体制と進行管理

| | |
|------------|----|
| 1. 計画の推進体制 | 42 |
| 2. 計画の進行管理 | 43 |

資料編

| | |
|----------------|----|
| 1. 大湊村環境基本条例 | 46 |
| 2. 大湊村環境審議会規則 | 54 |
| 3. 大湊村環境審議会名簿 | 56 |
| 4. 計画の策定経過 | 56 |
| 5. 村民・事業者アンケート | 57 |



第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 国内外と大湊村の動向
3. 計画の役割と位置づけ
4. 計画の取組主体
5. 計画の対象範囲（地域・分野）
6. 計画の期間
7. 計画の対象とする環境範囲
8. SDGsと計画の関係

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本村は、村、村民、事業者等が協働し、環境の保全と創造に一体となって取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的発展可能な社会を実現することを目指すため、2012年（平成24年）3月に「大潟村環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。

その基本理念の実現に向け、環境保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「大潟村環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を2013年（平成25年）3月に策定し、施策を展開してきましたが、2020年度（令和2年度）をもって計画期間が満了しました。

その間、環境に関する世界の動きを見ると、地球規模の環境の危機を反映し、2015年（平成27年）の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、すべての国が2030年（令和12年）までに達成する国際社会の共通の目標として持続可能な開発目標（SDGs）が設定された他、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する新たな取組である「パリ協定」が採択されるなど、環境に関する大きな動きがあったところです。

国では、こうした国際的な環境の動向に対応すべく、2018年（平成30年）に閣議決定された「第五次環境基本計画」において、SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指した取組を示しています。

また、同年には気候変動適応法*に基づき、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適

2 国内外と大潟村の動向

| 年度 | 世界 | 日本 |
|------|---|--|
| ～H23 | <ul style="list-style-type: none">・国連人間環境会議（ストックホルム）（S47）・ウィーン条約（オゾン層保護）採択（S59）・環境と開発に関する国連会議（地球サミット：リオデジャネイロ）において、リオ宣言、アジェンダ21等を採択（H4）・生物多様性に関する条約発効（H5）・気候変動に関する国際連合枠組条約（地球温暖化防止条約）発効（H5）・気候変動枠組条約第3回締約国会議・（COP3：地球温暖化防止京都会議）、京都議定書採択（H9） | <ul style="list-style-type: none">・公害対策基本法制定（S42）・大気汚染防止法制定（S43）・騒音規制法制定（S43）・水質汚濁防止法制定（S45）・廃棄物処理法制定（S45）・湖沼水質保全特別措置法制定（S59）・オゾン層保護法制定（S63）・再生資源有効利用促進法制定（H3）・環境基本法制定（H5）・環境基本計画閣議決定（H6）・容器包装リサイクル法制定（H7） |

応策を推進するため「気候変動適応計画」が閣議決定されました。2019年（令和元年）には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R*+Renewable（持続可能な資源）を基本原則として、プラスチックごみをはじめとする廃棄物*の発生抑制、資源循環の取組が強く求められています。

更には、2020年（令和2年）10月の菅首相の所信表明において「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を産業構造や経済社会の発展につなげ、経済と環境の好循環を生み出していきたいとしています。

県においては、人口減少、少子高齢化などの課題を踏まえ、環境・社会・経済の課題と相互に関連し複雑化する環境問題に加え、急速に世界中に拡大した新型コロナウイルスの感染拡大の脅威など、大きな社会情勢の変化や環境を取り巻く課題に対応し、秋田県の豊かな環境を保全し次世代へ継承していくため、2021年（令和3年）3月に2030年（令和12年）までの今後10年間の環境施策の道標となる「第3次秋田県環境基本計画」が示されたところです。

本村では、これらを踏まえつつ、2018年（平成30年）3月に策定された「第2期大潟村総合村づくり計画」（以下「村づくり計画」という。）において「大潟村特有の自然を大切にし、資源を有効活用して自然と人間が共生する村」を基本目標の一つに掲げました。

村づくり計画における基本目標や、環境基本条例に掲げる理念を具体化し、環境施策を総合的、計画的に推進するため「第2次大潟村環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

| 年度 | 秋 田 県 | 大 潟 村 |
|------|--|---|
| ～H23 | <ul style="list-style-type: none"> 秋田県公害防止条例制定（S44） 秋田県廃棄物減量化・リサイクル推進基本計画（H4） 秋田県の景観を守る条例施行（H4） 白神山地世界遺産登録（H5） 秋田県環境基本条例策定（H9） 秋田県新エネルギービジョン策定（H10） 温暖化対策美の国あきた計画策定（H10） 環境あきた県民フォーラム設立（H13） 秋田県版レッドデータブック（2002）刊行（H13） | <ul style="list-style-type: none"> 大潟村発足（S39） 中央干拓地干陸完了（S41） ごみ焼却場完成（S56） 村創立20周年記念並木の村構想を実施（S59） 大潟村浄水場完成（S62） 第1回ワールドソーラーカーラリー開催（H5） 第1回菜の花まつり開催（H6） 大潟村廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定（H6） 第1回ワールドエコノムーブ開催（H7） 大潟村をきれいにする条例制定（H9） |

| 年度 | 世 界 | 日 本 |
|------|---|---|
| ～H23 | <ul style="list-style-type: none"> • 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約採択 (H13) • 持続可能な世界首脳会議開催 (ヨハネスブルグ) (H14) • 京都議定書発効 (H16) • G 8 洞爺湖サミット開催 (H20) • 生物多様性条約第10回締約国会議開催 (COP10：名古屋) (H22) • 気候変動枠組条約第16回締約国会議 (COP16：カンクン) (H23) | <ul style="list-style-type: none"> • 生物多様性国家戦略策定 (H7) • 家電リサイクル法制定 (H10) • 地球温暖化対策推進法制定 (H10) • 地球温暖化対策推進大綱策定 (H10) • ダイオキシン対策特別措置法制定 (H11) • リサイクル関連法制定 (H12) • 環境庁が環境省に昇格 (H13) • 自然再生推進法制定 (H14) • 土壌汚染対策法制定 (H14) • 循環型社会形成推進基本計画策定 (H14) • 環境保全活動・環境教育推進法制定 (H15) • 外来生物法制定 (H16) • 景観法の制定 (H16) • 京都議定書目標達成計画策定 (H17) • 国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画策定 (H18) • 環境配慮契約法制定 (H19) • 生物多様性基本法制定 (H20) • バイオマス活用推進基本法 (H21) |
| H23 | <ul style="list-style-type: none"> • 気候変動枠組条約第16回締約国会議 (COP16：カンクン) (H23) | |
| H24 | | <ul style="list-style-type: none"> • 再生可能エネルギーの固定価格買い取制度導入開始 |
| H25 | | <ul style="list-style-type: none"> • 食料・農業植物遺伝資源条約 (食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約) に日本が締結 |

| 年度 | 秋 田 県 | 大 潟 村 |
|------|---|--|
| ～H23 | <ul style="list-style-type: none"> • 秋田県廃棄物処理計画策定 (H14) • 秋田県水と緑の条例制定 (H14) • 秋田県環境基本計画改定 (H15) • 秋田県水と緑の基本計画策定 (H15) • 八郎湖環境対策室設置 (H18) • 秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (H18) • 湖沼水質保全特別措置法に基づき八郎湖を指定湖沼に指定 (H19) • 八郎湖に係る湖沼水質保全計画 (第1期) 策定 (H19) • 秋田県省エネルギービジョン策定 (H21) • 秋田県地球温暖化対策推進条例制定 (H22) • 秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (H23) | <ul style="list-style-type: none"> • 21世紀環境創造型農業宣言を発信 (H13) • 菜の花ロードが環境省かおり風景100選に選出 (H13) • 大潟村新エネルギービジョン策定 (H14) • 桜・梅・イチョウ並木が菊池道路環境賞を受賞 (H16) • 自治体事務事業で環境マネジメントシステム「L A S - E」導入 (地球温暖化対策実行計画を兼ねる) (H19) • 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (渡り性水鳥保全連携協力事業) に登録 (H21) • 大潟村総合村づくり計画策定 (H22) • 大潟村「緑の分権改革」推進事業 (H22) |
| H23 | <ul style="list-style-type: none"> • 秋田県地球温暖化対策推進計画策定 • 第2次秋田県環境基本計画策定 • 第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> • 大潟村環境基本条例制定 |
| H24 | | <ul style="list-style-type: none"> • 大潟村自然エネルギーの導入及び省エネルギーの促進に関する実施計画の策定・公表 • 大潟村環境基本計画公表 |
| H25 | <ul style="list-style-type: none"> • 八郎湖に係る湖沼水質保全計画 (第2期) 策定 • 秋田県版レッドデータブック2014 (維管束植物) 発行 • 秋田県微小粒子状物質注意喚起運用マニュアル策定 | |

| 年度 | 世界 | 日本 |
|--------|---|--|
| H26 | <ul style="list-style-type: none"> • COP12：生物多様性条約第12回締約国会議 • 名古屋議定書発効（COP-MOP1：名古屋議定書第1回締約国会合） | <ul style="list-style-type: none"> • 第4次エネルギー基本計画閣議決定 • 農山漁村再生可能エネルギー法施行 |
| H27 | <ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）採択 | <ul style="list-style-type: none"> • 長期エネルギー需給見通し策定 • 「日本の約束草案」を国連事務局に提出 • 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行 • 建築物省エネ法公布 |
| H28 | <ul style="list-style-type: none"> • パリ協定採択（COP21：気候変動枠組条約第21回締約国会議） | <ul style="list-style-type: none"> • 地球温暖化対策計画改正 • 電力自由化開始 |
| H29 | <ul style="list-style-type: none"> • パリ協定発効 • 水銀に関する水俣条約締結・発行 | |
| H30 | <ul style="list-style-type: none"> • 1.5℃特別報告書公表（IPCC：気候変動に関する政府間パネル第48回総会） | <ul style="list-style-type: none"> • 第4次循環型社会形成推進基本計画策定 • 第5次環境基本計画閣議決定 • 気候変動適応法公布 • 第5次エネルギー基本計画策定 • 気候変動適応計画閣議決定 |
| H31/R1 | <ul style="list-style-type: none"> • IPCC海洋・雪氷圏特別報告書 • G20大阪サミット開催・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有 | <ul style="list-style-type: none"> • プラスチック資源循環戦略策定 • マリーン（MARINE）・イニシアティブ発表 |
| R2 | <ul style="list-style-type: none"> • パリ協定実施段階に突入 | |
| R3 | | <ul style="list-style-type: none"> • 地球温暖化対策計画改正 • 第6次エネルギー基本計画策定 |

| 年度 | 秋 田 県 | 大 潟 村 |
|--------|---|---|
| H26 | | |
| H27 | <ul style="list-style-type: none"> 秋田県版レッドデータブック2016動物Ⅰ（鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類）発行 第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画公表 |
| H28 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 | |
| H29 | | |
| H30 | | <ul style="list-style-type: none"> 大潟村地球温暖化対策実行計画策定 |
| H31/R1 | <ul style="list-style-type: none"> 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画策定 八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）策定 秋田県版レッドデータブック2020動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）発行 | |
| R2 | <ul style="list-style-type: none"> 第3次秋田県環境基本計画策定 秋田県版レッドデータブック2020動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）発行 | <ul style="list-style-type: none"> 大潟村バイオマス産業都市構想策定、バイオマス産業都市に選定される 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画変更 |
| R3 | | |

3 計画の役割と位置づけ

この計画は、環境基本条例に定める基本理念を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、村づくり計画の環境分野を実現するための計画として位置づけられます。

加えて、本村が目指す「2050年自然エネルギー100%の村づくり」という「ゼロカーボンシティ」の実現を補完するものでもあります。

－大潟村環境基本条例より－

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 村民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の村民に引き継いでいくこと。
- (2) 人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、村の主産業である農業生産活動及び日常生活等において人と自然とが健全に共生していくこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目的として、すべての者が、公平な役割分担のもとに主体的かつ積極的に資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進に取り組むこと。
- (4) 地球環境保全に関して、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識のもとにあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として大潟村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

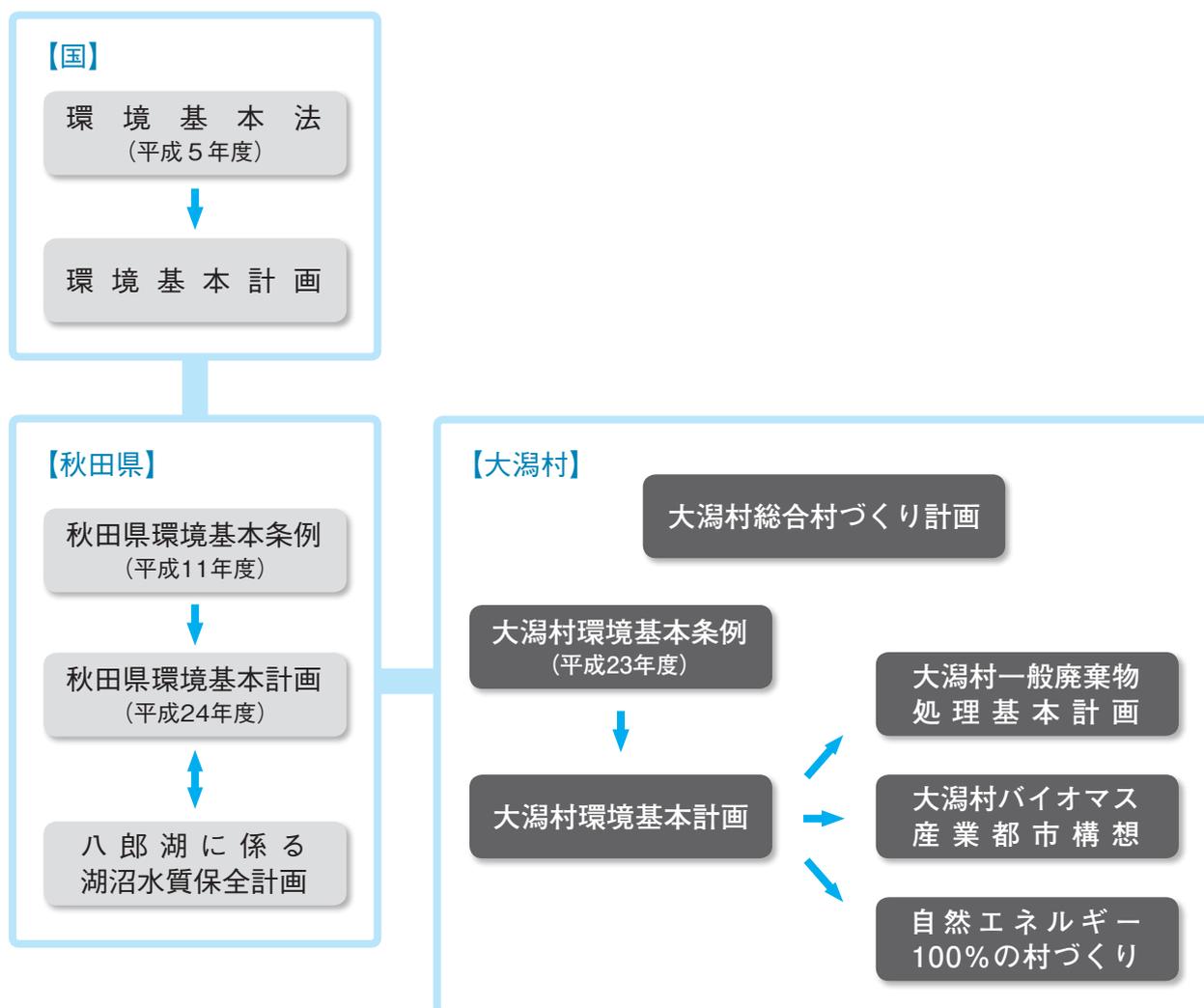
2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び村民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。



4 計画の取組主体

環境施策を総合的、計画的に推進するためには、条例に掲げた全ての主体が公平な役割分担の下で自主的・積極的に取り組む必要があります。

— 環境基本条例より —

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

(農業者をはじめとした事業者の責務)

第5条 農業者をはじめとした事業者（以下「事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策、事業者並びに村民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

5 計画の対象範囲（地域・分野）

計画の対象地域は本村全域とします。

ただし、八郎湖流域地域や地球環境に対しても当然配慮するものとし、必要に応じて秋田県や近隣市町と協力して環境課題に取り組みます。

6 計画の期間

計画の対象期間は、2022年（令和4年）から2029年（令和11年）までの8年間とします。また、社会情勢や課題の変化など、必要に応じて適宜見直しを行います。

7 計画の対象とする環境範囲

この計画における基本目標は、「大潟村総合村づくり計画」の「環境・エネルギー・衛生」分野の分類に「⑥村全体で取り組む環境活動」を加えた6つとします。それぞれの基本目標でカバーする範囲は、次のとおりとします。

〈環境保全の推進〉

- 湿地性里山環境の保全
- 生態系の保全と活用
- 村の環境情報の発信
- 自然観察会の開催

〈地球温暖化対策の普及・啓発〉

- 地球温暖化対策
- 省エネルギー
- 自然エネルギーの導入
- 環境負荷の少ない交通手段

〈廃棄物の適正処理と資源循環型のまちづくり〉

- ごみの正しい分別
- 適切な廃棄物処理
- 処理施設の適正管理
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

〈環境美化と環境衛生の推進〉

- 不法投棄の未然防止対策
- 景観保全活動
- 衛生環境の維持
- 上下水道の機能保持

〈八郎湖の水質改善〉

- 八郎湖の水質改善対策
- 国・県・周辺自治体・住民との連携
- 国営八郎潟土地改良事業の促進
- 環境創造型農業の推進

〈村全体で取り組む環境活動〉

- パートナーシップ
- 環境学習

8 SDGsと計画の関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年(平成27年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された行動計画に示されたもので、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境など広範な課題に総合的に取り組む内容となっております。

国においては、2016年(平成28年)5月に「SDGs推進本部」が設置され、同年12月に「SDGs実施方針」を策定し、その中で地方公共団体の役割の重要性を指摘しています。

この計画は、国際社会全体の目標であるSDGsが目指すべき理念や方向性と同じであり、SDGsの理念に基づき、本計画の推進を図ることがSDGsの目標達成にも資するものと考えています。

この計画の策定にあたり、各施策とSDGsの17の目標との関係性について整理し、その達成に向けて取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第2章

大潟村のすがた

1. 自然特性
2. 社会特性
3. 地域特性
4. エネルギー

【八郎潟の干拓で誕生した大潟村の生い立ち】

1) 大潟村の誕生

干拓以前の八郎潟は東西12km、南北27km、周囲82km、我が国第2の湖面面積・22,024haを誇る海水濃度が約1/10の吃水湖でした。第二次大戦後の1963年、当時の「食糧不足」、「農家の二三男対策」および「オラダとの国交回復」など内外の社会・経済および国際情勢を背景として、食料生産基地の建設を目指した総額852億円という我が国・20世紀最大の国営直轄事業として「八郎潟の干拓」が決定され、1957年に干拓工事が着工され、1966年に干陸しました。干陸した湖低土は新生の大地・17,203haとして生まれ変わり、1964年に干陸式が行われ、同年10月1日秋田県第69番目の自治体として大潟村が誕生しました。新生の大地に1967年に第1次入植農家57名が入植し大規模圃場における機械化一貫体系による農業が開始されました。

2) 大潟村の光と影（大潟村が抱える環境問題の原点）

八郎潟干拓地の82%（12,583ha）は粘土含量が平均51%の重粘土壤で占められており、干拓当初における大型農業機械を駆使する大規模農業にとって塩分濃度が高い重粘軟弱な圃場地盤の脱塩、乾燥化が最大の課題でした。

大潟村が誕生してから57年経た現在、農家による軟弱地盤の脱塩、乾燥化を基調とした懸命な土づくりの営農努力が報われ大潟村は我が国有数の肥沃な穀倉地帯として発展しています。一方で、軟弱地盤の脱塩、乾燥化で溶脱した海水性成分を主体としたさまざまな溶脱物質が八郎湖の水質汚濁を招く原因の一つになっています。

八郎潟・22,024haの干拓に際してその約20%に相当する4,800haの水域は①淡水資源の確保と②洪水調節を主目的とした八郎潟残存湖（以下、八郎湖）として残されました。八郎湖は防潮水門で日本海と遮断された後急速に淡水化が進み、1973年には水質環境基準のA類型に指定されている。八郎湖は現在、水道原水、農業用水および内水面漁業など多方面に利用されており大潟村および周辺市町村の貴重な淡水資源となっています。

しかしながら、干拓地および八郎湖集水域からの排水が八郎湖に流入するようになってから、八郎湖の塩分濃度は再び上昇し、近年特にSS・濁度（=懸濁物質）、COD（=化学酸素要求量）、窒素およびリン濃度が高い慢性的な水質汚濁状況にあります。このような背景から、秋田県は1998年に残存湖の水質浄化を県の環境保全に関する重点プロジェクトの一つに位置づけています。

1 自然特性

(1) 位置・地形

本村は秋田県の西側ほぼ中央部、秋田市から約40kmの距離にあり、男鹿半島の付け根に位置しています。周囲を調整池として残された湖「八郎湖」に堤防を隔てて囲まれ、その八郎湖を境に、2市4町と隣接しています。

地形をみますと、平均水深3m程度のごく浅い汽水湖の湖底を干拓したことから、村全体が海拔0m以下の平坦地です。干拓面積約15,000haのうち、人工的に区画された圃場面積が約11,000haとその約8割を占めており、その周りを延べ約1,200kmにわたり、大小の用排水路が網目状に繋がって流れています。

主要幹線道路沿いや「総合中心地」と呼ばれる住宅地内には、吹き付ける風を防ぐため、マツやポプラを中心とした防風林が形成されており、平坦に広がる田園と直線的な並木道は、本州では珍しい独特の景観を作り出していると言えます。

土壌は、湖底の重粘土質土壌が干拓地の大部分を占めており、中心部に行くにつれ深くなり、深いところでは40m以上あります。この土壌は、肥沃である一方、軟弱地盤で排水性が極めて悪く、畑作物栽培、とりわけ土地利用型作物（麦・大豆）、高収益作物の栽培（タマネギ、南瓜、ニンニク、メロン等）における農業経営体の大きな課題となっています。

また、土壌粒子が細かく、農業排水を通じて八郎湖の濁水となり水質悪化の原因の一つにもなっています。



図1 大潟村の位置



図2 大潟村/八郎湖干拓地の概要図

(2) 気候・気象

大潟村の気候区分；大潟村は気温と降水量を変数としたケッペンの気候区分では「亜寒帯湿润気候」に属し自然植生はブナ林帯に区分されています。降水量変化を考慮する日本独自の気候区分では「日本海岸気候帯」（図3参照）に属し冬季はユーラシア大陸のシベリア寒気団が襲来し寒冷・積雪に見舞われます。春～秋期はオホーツク寒気団の冷風が奥羽山脈を越えて吹き降ろしフエーン現象が起こり盛夏には猛暑になります。

また、夏～秋季は太平洋の移動性高気圧や大陸の揚子江気団の影響で高温多湿な水田農業に適した気象条件に恵まれます。

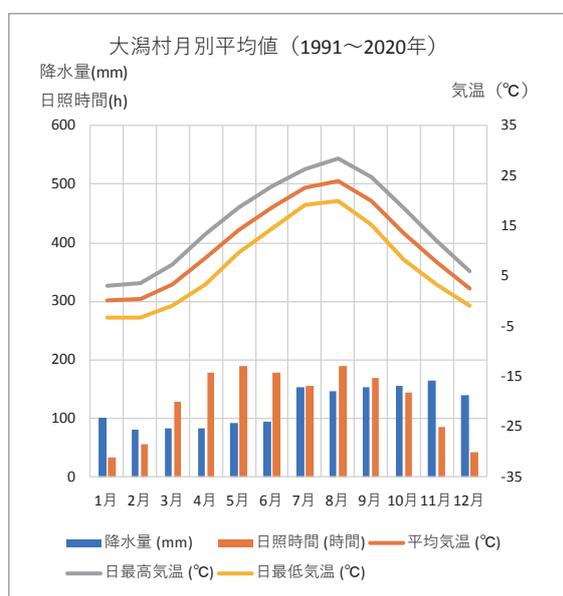


図3 大潟村月別平均値（1991～2020年）

| 要素 | 降水量 (mm) | 平均気温 (°C) | 日最高気温 (°C) | 日最低気温 (°C) | 平均風速 (m/s) | 日照時間 (時間) |
|-----|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 1月 | 101.3 | 0.2 | 3 | -3.1 | 3.7 | 33.3 |
| 2月 | 81.1 | 0.5 | 3.6 | -3.1 | 3.5 | 56.3 |
| 3月 | 82.3 | 3.5 | 7.4 | -0.9 | 3.4 | 128.2 |
| 4月 | 82.8 | 8.7 | 13.4 | 3.3 | 3.1 | 179.5 |
| 5月 | 91.3 | 14.3 | 18.8 | 9.6 | 2.6 | 190.7 |
| 6月 | 95.6 | 18.7 | 22.8 | 14.6 | 2.1 | 178.9 |
| 7月 | 153.5 | 22.6 | 26.4 | 19.1 | 2 | 156.1 |
| 8月 | 145.9 | 24 | 28.5 | 19.9 | 1.8 | 190.6 |
| 9月 | 154.1 | 19.9 | 24.8 | 15.2 | 1.8 | 169.7 |
| 10月 | 155.1 | 13.7 | 18.6 | 8.5 | 2.2 | 145.5 |
| 11月 | 164.6 | 7.9 | 12.1 | 3.3 | 2.9 | 85.2 |
| 12月 | 139 | 2.6 | 5.9 | -0.8 | 3.6 | 41.6 |
| 平均値 | 120.6 | 11.4 | 15.4 | 7.1 | 2.7 | 129.6 |
| 最大値 | 164.6 | 24 | 28.5 | 19.9 | 3.7 | 190.7 |
| 最小値 | 81.1 | 0.2 | 3 | -3.1 | 1.8 | 33.3 |
| 合計 | 1446.6 | | | | | |

参考) 日本気象台ホームページから抜粋

註) 日本気象台ホームページから抜粋した表1から作図

(3) 環境特性（マクロ視点）

大潟村の自然立地条件は北緯40°、東経140°の交合点を中心にした八郎潟干拓地で、土地盤の82%は重粘土地盤で占められているが残りの約20%に相当する北部の堤防沿は砂質土壤で覆われています。

現在では、水田、防災林、網目状の用排水路、ヨシ原、草地などがあり、堤防の外側には承水路や調整池が広がっています。

中央干拓地の約8割を占める水田では、農薬の使用を抑えた農業の取組などが長年行われ、人の手が加わる2次的な自然でありながらも、生態系豊かな独特の「湿地性里山」環境が形成されてきました。

2 社会特性

(1) 人口

本村の人口推移は、国営八郎潟干拓事業により1964年（昭和39年）に6世帯14人の人口からはじまり、1980年（昭和55年）には3,334人となったが、その後、緩やかに減少し、1995年（平成7年）は3,311人、2020年（令和2年）には3,148人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が行った「日本地域別将来推計人口（2045年）の本村人口は1,897人と推計されています。

(2) 土地利用

本村は東西約12km、南北約18kmの楕円状で、行政区域面積は170.05km²です。これは秋田県総面積の約1.47%となっております。土地利用状況は、河川部（八郎湖）を除くと、全面が干拓により新たに造成された土地で、全面積の約7割を農地（その大半が水田）が占めるといった特徴的な土地利用をしています。

また、宅地は1.4%と少ないのに対し、河川、用排水路及び堤防の割合が多いのも特徴的です。

集落地は一カ所に集約され、その中で公共施設や住宅、農業施設がゾーニングされ、日常生活や行政運営等が効率的に営めるようになっています。

一方で、居住地から農地へ行くには距離があり、通勤型農業のもと、大規模な効率的営農を展開しています。

(3) 経済・産業

ア. 産業構造

本村産業の基盤は、その成り立ちからも水田農業となっております。

水田の土壌は八郎潟の湖底土に由来し、きわめて軟弱ではありますが肥沃であり、米の生産には最適な環境をつくっています。土地利用型作物として稲作を中心に大豆・小麦を栽培し、施設園芸作物として野菜・花き等を組み合わせた営農も行っています。

近年は、有機質資材を活用した特別栽培米等の生産や園芸団地、育苗団地等を利用した施設園芸の取組が行われています。村内の農業生産基盤は、用排水施設・農道が100%整備され、農地の区画形状もほぼ100%が整形されており、高い生産効率を有しています。

農業産出額は約110億から120億円で推移しており（令和2年は114.3億円）、安定していると言えますが、今後の人口減少・少子高齢化や農業水利施設の更新もあることから、先端技術を活用した省力化・低コスト化による農業振興が求められます。

また、農業産出額の増加に向け新規にタマネギ栽培の導入、担い手や後継者の育成・確保が必要な一方で、加工品の開発や販売、販路拡大のための海外輸出の推進も行われています。

本村における工業はほぼ全てが製造業であり、11製造業事業所のうち食品製造業が10事業所を占めている状況です。

商業においては、事業所数、従業者数ともに近年はおおむね横ばいで推移しています。村外の大型小売店やディスカウントショップ等の出店と、ネット販売の普及により売上げは厳しい状況が続いており、そのため、消費者ニーズを捉えたきめ細かなサービス提供や6次産業化に向けた取組支援、消費者を引きつける個性的な起業への支援が必要です。商工業をより振興していくには、事業後継者の育成、地域資源の活用、環境に配慮した新しい産業や仕事の創出、創業支援補助や創業融資、投資ファンドが重要です。企業誘致においては、新エネルギー関連、農産物の食品製造・流通等の部門において積極的に誘致活動を行っています。高速交通体系の優位性を活かし、全国から大潟村の資源を活用したビジネスを行う企業の誘致を推進していきます。

イ. 就業者数

本村の産業別就業者数は、昭和60年には第1次産業が1,488人で全体の85.5%、第2次産業が10人で0.6%、第3次産業が243人で14.0%を占めていました。昭和60年から平成27年にかけて第1次産業の割合がおおむね減少傾向、第3次産業の割合はやや増加傾向にあります。この結果、平成27年には、第1次産業は1,552人で77.0%、第2次産業は31人で1.5%、第3次産業は432人で21.4%となっています。

3 地域特性

(1) 八郎湖水質

八郎湖は、干拓によって残存した淡水湖です。湖の面積は47.3km²、総容量は132.6百万m³であり、「調整池」「東部承水路」「西部承水路」から構成されています。

水源は、主に東部流域から流入する中小約20の河川であり、その湖水は、干拓事業により船越水道に設置された防潮水門で日本海と遮断して淡水化され、本村をはじめとする隣接市町の農業用水として利用されています。

また、湖内では、ワカサギやシラウオを主な魚種とする漁業が隣接市町において営まれているなど、本村や近隣地域に暮らす人々に多くの恵みをもたらしています。

しかし、干拓事業完了後、徐々に湖の富栄養化が進行してきた結果、アオコが異常発生するなどの水質汚濁の問題が顕在化し、その解決が求められています。

このような背景もあり、県では2007年（平成19年）12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を国から受け、2008年（平成20年）3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」を策定、現在は「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）」を策定し本村を含む関係市町村と連携して施策を展開しています。



— 八郎湖の水質について・八郎湖に係る湖沼水質保全計画より —

「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）」中であった平成30年度は、CODについて、基準点3地点（調整池の湖心、東部承水路の大潟橋、西部承水路の野石橋）のうち1地点で水質目標を達成したが、2地点で未達成、全窒素（T-N）について、3地点のいずれも未達成、全りん（T-P）は2地点で達成したが、1地点で未達成であった。なお、第1期計画以降、CODは横ばい、全窒素は増加、全りんはわずかに減少する傾向にある。

「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）」では、CODの現況13,940kg/日を13,631kg/日へ、全窒素（T-N）について現況2,145kg/日を2,102kg/日へ、全りん（T-P）については現況263.9kg/日を257.9kg/日へ減少させる目標となっている。

（秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室）

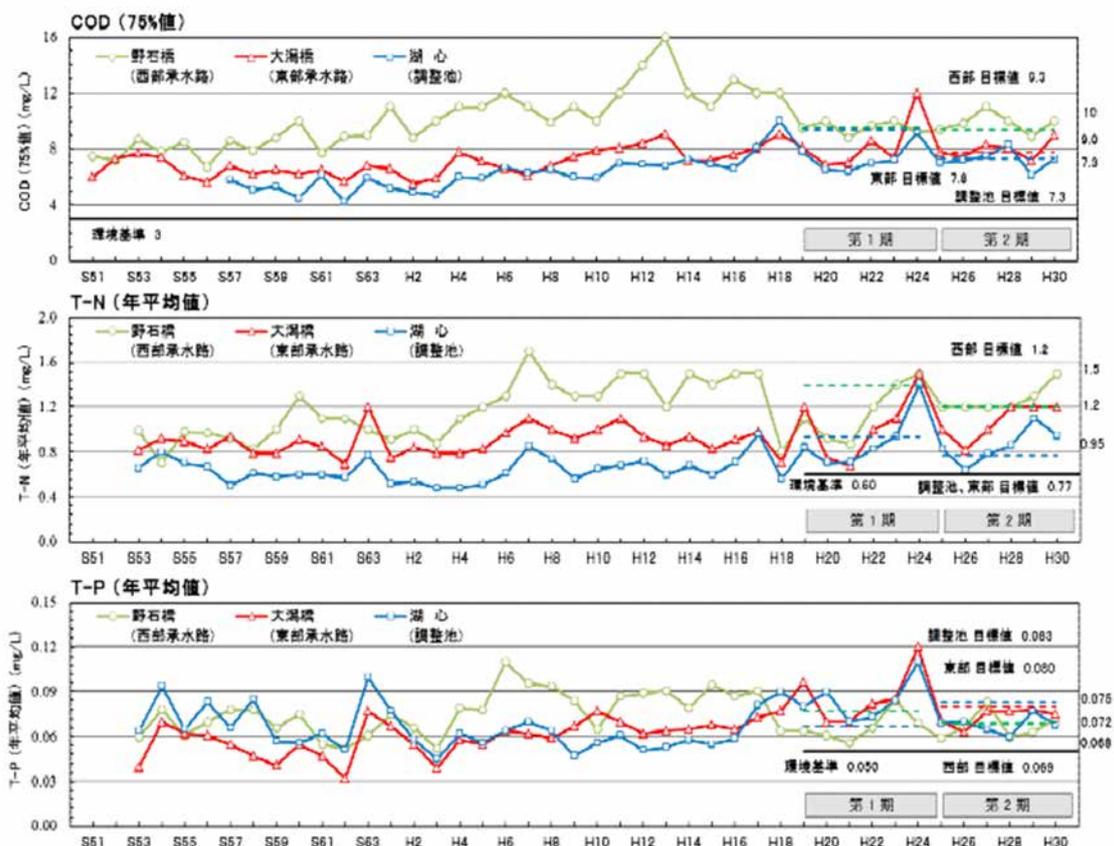


図3 水質の経年変化

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）令和2年3月秋田県から抜粋

(2) 環境保全型農業

本村では、1980年代半ばに有機農業の取組が始まり、1990年（平成2年）には農薬の空中散布を中止し、全国に先駆けて無農薬・有機栽培が拡大しました。

本村農家の環境保全型農業への意識は非常に高く、2001年（平成13年）には、大潟村と八郎湖の自然環境を改善するため大潟村の農業者が村ぐるみで環境保全型農業に取り組むことを目的に、「21世紀大潟村環境創造型農業宣言」が発表され、現在も個人やグループにより様々な取組が行われています。

また、農薬・化学肥料の使用をしない有機栽培の取組面積は令和2年度で58戸326haとなっている他、農薬・化学肥料の使用回数・量目を慣行の50%以上減らす減農薬減肥料栽培面積を見ると、令和2年では、266戸3,406haとなっており、これらへの取組は、戸数で村全体の約7割、面積で約3割にのぼっています。

本村を含む秋田県全体の認証面積が約3,200ha（令和2年度）であることから、この大潟村の取組が、県内でも突出していることが分かります。

また、八郎湖の水質保全のための無代掻きや落水管理による水田からの濁水流出対策などが、全村をあげて取り組まれています。

加えて、今後は農林水産省による「みどりの食料システム戦略」でも掲げられているように「CO₂ゼロエミッション化の実現」や「化学農薬使用量（リスク）の50%低減」「農業者の多くが取り組める次世代有機農業に関する技術確立」等の動きや、被覆肥料の使用によるマイクロプラスチックの使用低減に向けた対策が加速するものと思われます。

(3) 自然（生物多様性）

本村は、干拓地特有の区域であるため、大型の肉食ほ乳類が県内の他地域に比べて少なく、環境保全型農業の展開や「湿地性里山」環境の形成などによって豊かな耕地生態系が確立されており、広大な水田地帯には多くの両生類や昆虫などの様々な生物が生息しています。

特に鳥類については、「野鳥の楽園」と呼ばれるほど種類も数も多く、ヨシ群落では絶滅危惧ⅠA・B類のオオセッカやチュウビ等の繁殖活動が確認されるほか、湖沼や耕地には天然記念物のマガンやヒシクイ、絶滅危惧ⅠA・B類のハクガンやシジュウカラガン、数万羽におよぶガンカモ類、数多くの猛禽類などが飛来します。

特に渡り鳥の利用地としてその希少性が認められ、9か国の政府（日本、豪州、米国、韓国、ロシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール及びミャンマー）を始め、ラムサール条約事務局等の国際機関、国際湿地保全連合等の国際NGO等が参加する「東アジア・オーストラ

リア地域フライウェイ・パートナーシップ」への参加が承認され、絶滅寸前のハクガンやシジュウカラガンなどの保全活動の中心地として、様々な取組がなされています。

一方、水辺では干拓前に八郎潟に生息していた固有種のほとんどが絶滅し、代わりに人為的に移入された外来種が増大し、悪化した水質とともに村内外から対策を求められています。

(4) 廃棄物処理

本村の廃棄物処理量は、第1期「大潟村環境基本計画」が策定された平成24年度と令和元年度との比較では、5.3%の増加が見られますが、一人あたりの家庭系ごみ排出量は、令和元年度秋田県平均より3%低く、全国平均では5.3%高い状況となっています。

資源化量も廃棄物処理量と同様、18.1%減少している傾向です。

資源化率は県平均と比べ1.6%高くなっております。

4 エネルギー

本村で消費しているエネルギーは、年間443,142ギガジュール（GJ）になり、これを電力に換算すると約123,000千kWhとなります。家庭での消費が3割程度、事業所での消費が7割という推計となっております。

特に、海拔0m以下という低地に位置する本村に取って、常に残存湖へ流入する膨大な河川水量や農業用水の排水に要するエネルギー消費量は実に本村の年間消費電力の1/3に相当しております。

一方、自然エネルギーの導入状況に目を向けると、家庭での太陽光発電パネルの導入が約50件、約2,100kW分や、太陽光発電事業を展開する事業所では、1,500kW分の太陽光パネルを設置のうえ、年間2,100～2,300千kWhの発電実績をあげております。

また、本村は国内有数の水田稲作地域であるため、「もみ殻」「稲わら」等の水田由来バイオマス資源をエネルギーとして循環利用についても検討されているところです。

A blue-toned image showing the silhouettes of several people looking towards a screen or display. The scene is set against a lighter blue background, and the overall aesthetic is clean and professional.

第3章

望ましい環境像と 基本目標

1. 望ましい環境像
2. 基本目標
3. 基本方針

1 望ましい環境像

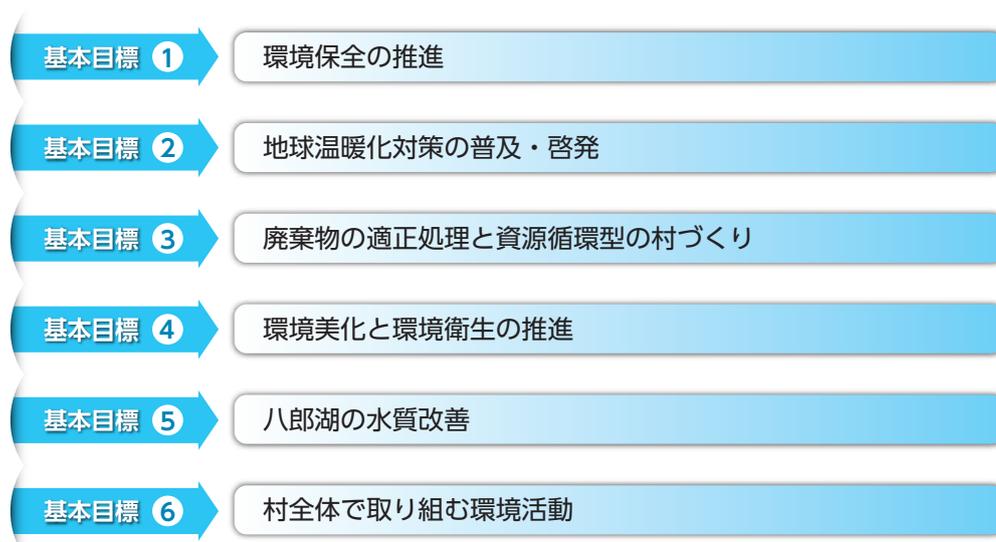
望ましい環境像は、本村の成り立ちや、目指すべき姿から、第1次環境基本計画での望ましい環境像を引き継ぎ、

豊かな自然環境と共生する村

とします。

2 基本目標

これからの未来に向け、本村で取り組むべき環境課題を、6つの分野に分けて整理しました。取組の中には分野を横断しているものもあり、村の環境課題を総合的にとらえて、自然環境や村民の暮らしが持続可能であるよう、全体を俯瞰しながら取組を進めていきます。



3 基本方針

この計画においては、環境基本条例第8条に掲げられた6つの基本方針を軸に、大潟村の望ましい環境像の実現に向けた目標を設定し、施策の展開を図ります。

－ 大潟村環境基本条例より －

(基本方針)

第8条 村は、環境施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、林野、農地、水辺等における多様な自然環境の保全及び創造により、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 村民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの有効利用を推進し、並びに必要な技術等の活用を図ることにより、持続的発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球環境保全を積極的に推進すること。
- (6) 村、事業者、村民及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。



第4章

施策の展開

- 基本目標① 環境保全の推進
- 基本目標② 地球温暖化対策の普及・啓発
- 基本目標③ 廃棄物の適正処理と
資源循環型の村づくり
- 基本目標④ 環境美化と環境衛生の推進
- 基本目標⑤ 八郎湖の水質改善
- 基本目標⑥ 村全体で取り組む環境活動

目指すべき環境像の実現に向け、環境施策の体系に沿って、環境施策の展開について具体的な取組を提示します。

基本目標 ①

環境保全の推進

現状と課題

大潟村の歴史は、かつての湖「八郎潟」を干拓し陸地になったときに始まります。始めは何もなかった湖底の大地に人工的に造られた村の自然は、約半世紀にわたる村づくりを経て、生物相の多様な独特の自然環境、「湿地性里山」として、豊かに育まれてきました。

現在の大潟村は、野鳥の楽園、渡りの交差点と言われるほど、様々な鳥類の飛来地、生息地となっており、特に、オオセッカ、チュウヒなどの絶滅危惧種の繁殖地、ガン・カモ類等渡り鳥の中継地としても重要な場所となっています。このような環境が育まれた背景には、エサとなる昆虫類などの小動物が豊富なことが挙げられ、それには、農薬の使用量を極力控えるなどの大潟村の環境保全型農業の取組が大きな役割を果たしてきたと考えられます。「田んぼ」は元来「命のゆりかご」とも言われ、その役割が良好に機能してきたことがうかがえます。このような大潟村の自然環境は、私たちの誇りであり、かけがえのない財産となっています。

とはいえ、人の手が絶えず加わる農地やその関連施設用地が面積の約9割を占める大潟村においては、同時に危うさも秘めています。人と自然との良好な共生関係を皆が意識して築き、維持向上していくことや、このような自然環境を把握し、指導できる人材を育成していくことが、村の将来に渡って非常に重要なことだと言えます。

村の豊かな自然環境や、湿地や渡り鳥の生息地としての生物多様性を保全していくことも重要ですが、同時に環境観察会の実施など、積極的に活用していくことも結果として保全につながるが多くあります。農業や環境観察会を通じて活用しながらの保全の方法も検討していきます。

取り組み



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 1. 湿地性里山環境の保全と活用 | | | |
|---|---|--|--|
| 貴重な動植物とその生息環境を保護・保全します。 | ○ | | |
| 生態系を守るため特定外来種対策に努めます。 | ○ | | |
| 定期的に生物調査を実施し現状や変化の把握に努めます。 | ○ | | |
| 傷病鳥獣の保護や有害鳥獣の駆除・共存対策に努めます。 | ○ | | |
| 自然とのふれあいや自然への理解を深めるため、自然観察会や普及啓発活動を実施します。 | ○ | | |
| 渡り鳥の重要生息地として、国際的な連携協力・普及・保全の活動（東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ活動）を推進します。 | ○ | | |
| 防災林地や緑地の維持管理に努めます。 | ○ | | |
| 2. 環境保全意識の醸成とPR | | | |
| 大潟村自然観察指導員を活用し、大潟村の自然環境についての発信や自然観察会等の取組を広げていきます。 | ○ | | |
| 干拓博物館など、村の観光施設でガイドをするボランティアガイドを育成し、村内外からの訪問者が大潟村の環境や男鹿半島・大潟ジオパークについて学ぶ機会を提供します。 | ○ | | |

基本目標 2

地球温暖化対策の普及・啓発

現状と課題

気候変動は全世界共通の課題となっており、2021年にIPCCが発表した第6次報告書では、人間の活動の影響が温暖化の要因であることは疑う余地がないこと、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球の平均気温は1.5℃及び2℃を超えることが報告されています。持続可能な社会を後世に残していくためには、全世界で温室効果ガスの削減に向けた活動をしていく必要があります。

今後は、「自然エネルギーの導入」と「省エネルギー対策」を主な柱として地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。国の「第6次エネルギー基本計画（令和3年度）」では、2050年までにカーボンニュートラル、2030年までにCO₂排出量を2013年比46%削減することが明言されました。村では、「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！（令和元年度）」としていち早く2050年までに脱化石燃料、自然エネルギー100%の村へのロードマップを検討しはじめています。これまでの取組や村の特性を活かして、太陽光発電はじめ、風力発電やバイオガス発電などの自然エネルギーの導入について検討を進めるとともに、公共施設をはじめ、村内で徹底した節電・省エネルギーを推進していきます。

取り組み



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 1. 地球温暖化対策への取組の強化 | | | |
|--|---|--|--|
| (1) 公共施設における環境配慮 | | | |
| 環境マネジメントシステムの取組を引き続き推進し、職員の意識の高揚を図ります。 | ○ | | |
| ノー残業デーの設定及びクールビズ、ウォームビズの実施により冷暖房等の省エネを推進します。 | ○ | | |
| 蛍光灯やコピー機等のこまめな消灯により節電に努めます。 | ○ | | |
| 通勤時における自家用車使用の自粛または抑制、近距離移動における徒歩、自転車移動の奨励等、環境への配慮を職員に要請します。 | ○ | | |
| 事務用備品、消耗品の購入に際しては、グリーン購入・環境に配慮した製品を調達します。 | ○ | | |

| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 11 住み続けられる まちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に 具体的な対策を | 現在取り組 んでいるこ と・取り組 めること | 状況を見て 実行すること | 将来できる こと |
|--|----------------------|-------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------|-------------|
| 押印の見直しや事務の電子化を進めることで、庁内連絡等にかかる紙使用を抑制していきます。 | | | | ○ | | |
| 環境配慮の取組を、事務事業から、公共事業等村が行う事業全般へ広げていきます。 | | | | ○ | ○ | |
| 公共施設の改修や建替えの際には、ZEB化の検討を行います。 ※ZEBとは、建物の省エネ化と太陽光発電などを組み合わせてエネルギー収支を実質ゼロにする建物です。 | | | | | | ○ |
| (2) 村民・事業者の取組支援 | | | | | | |
| 高機能断熱、省エネ機器の買替えなど、補助金を含めた普及啓発を行います。 | | | | ○ | | |
| 村民や事業者が既に行っている、脱炭素に向けた取組を把握し、PRしていきます。 | | | | ○ | | |
| 2. 自然エネルギーの導入促進 | | | | | | |
| (1) 公共施設への自然エネルギーの導入 | | | | | | |
| 電力の地産地消と自然エネルギー発電の普及啓発、停電時等の災害に強い公共施設の機能維持のため、公共施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入を進めます。 | | | | ○ | ○ | |
| 小中学校の校舎等で発電量やCO ₂ 排出削減量等についての情報を表示し、環境学習に役立てます。 | | | | ○ | | |
| (2) 住宅用・事業所用太陽光発電システムの導入を支援 | | | | | | |
| 国や県の補助事業と併せ、ZEH、住宅用太陽光発電設備・蓄電池・VtoHの導入に対して支援し、自然エネルギー発電の普及に努めます。 ※ZEHとは、建物の省エネ化と太陽光発電などを組み合わせてエネルギー収支を実質ゼロにする家です。 ※VtoHとは、電気自動車を蓄電池として使用して家屋へ電力供給することです。 | | | | ○ | | |
| 太陽光の自家消費モデルの普及啓発を行います。 | | | | ○ | | |
| PPAモデルの情報提供を行い、事業所での太陽光発電施設の導入を進めます。 ※PPAモデルとは、土地や建物の所有者が発電事業者に用地や屋根を貸し、利用料を発電した電力で受け取る等の手法です。 | | | | | ○ | |



| | 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|--|---------------------|-------------|---------|
| <p>家庭用の太陽光発電や、電気自動車など村内に点在する小さな発電所や蓄電池をまとめて管理し、電力の需要と供給を調整する、VPP（バーチャルパワープラント）を設置します。</p> <p>※VPPとは、家庭レベルの太陽光発電や電気自動車の電力情報を監視し、発電所に見立てるものです。</p> | | | ○ |
| <p>農地やビニールハウスの上に太陽光発電設備を設置するソーラーシェアを推進していきます。</p> | ○ | ○ | |
| (3) 民間による大規模風力・太陽光発電事業の検討 | | | |
| <p>自然エネルギー発電に取り組む民間事業者を支援し、大潟村の自然環境・景観に配慮しながら、自然エネルギーの生産供給基地を目指します。</p> | | ○ | |
| <p>もみ殻を活用したバイオマスボイラーによる地域熱供給や、副産物である燐炭を土壌改良剤として使用する方法を検討します。</p> | ○ | | |
| <p>村民エネルギー会社（新電力）を設立し、自給調整を検討します。</p> | | | ○ |
| <p>エネルギーの有効活用を目指し、企業等の実証実験等へ積極的に支援します。</p> | | ○ | |
| 3. 環境負荷の少ない交通手段の確立 | | | |
| <p>公共交通機関である、マイタウンバスの維持に努めます。</p> | ○ | | |
| <p>CO₂を出さない交通インフラとして、観光施設への共有自転車（エコリン号）を設置します。</p> | ○ | | |
| <p>家庭での自動車買い替えの際には、電気自動車の購入を推進します。</p> | ○ | | |
| <p>公用車購入の際には、環境負荷の少ない自動車を購入します。</p> | | ○ | |
| <p>高齢化社会と脱炭素社会に対応する公共交通として、スマートモビリティの導入を検討します。</p> | | ○ | |

現状と課題

村では、平成7年度よりごみ袋の有料化を実施し、ごみの減量化、ごみ排出の適正化を進めてきました。この成果として住民のごみ減量化や環境問題への意識が高まり、ある程度ごみの排出量は減少しましたが、ごみの分別についてはまだまだ徹底されていない状況が見られます。資源のさらなる有効活用のために、分別の徹底をよびかけていく必要があります。また、焼却灰など最終残渣の処分に関して他の自治体に委託せざるを得ないということも課題の一つです。

加えて、いわゆる3Rについても推進しており、近年全国的に関心が高まっている、プラスチックや食品ロスの対策についても対応を進めています。特にプラスチックに関しては、ポイ捨てされたプラスチックが海洋ごみとなり問題になっていることや、原料が石油であることから、カーボンゼロを目指す社会では、プラスチックの利用のあり方そのものについても考え直す必要が出てきています。

村内の有機系廃棄物、稲わら・もみ殻についても、熱利用など新たな活用方法が検討されています。ごみの分別や3Rを村全体で推進していく一方で、現在「ごみ」として処理されている物を新たに活用する等の方法を検討していきます。

取り組み



| | | |
|---------------------|-------------|---------|
| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|

1. 適切な廃棄物処理の推進

(1) ごみ分別の周知徹底と適正処理

| | | | |
|-------------------------------|---|--|--|
| 家庭から排出されるごみの適正な処理を行います。 | ○ | | |
| ごみの分別方法について、村民・事業者への周知を徹底します。 | ○ | | |
| 農業を含む事業系のごみの適正な処理を行います。 | ○ | | |



| | | |
|---------------------|-------------|---------|
| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|

| (2) 廃棄物処理施設の適正管理 | | | |
|--|---|---|---|
| ごみ処分場、リサイクルセンターの維持管理を適切に行います。 | ○ | | |
| ごみ集積場（集積箱）の適切な維持管理、利便性の向上を推進します。 | ○ | | |
| ダイオキシン類等有害物質の濃度の把握に努めます。 | ○ | | |
| 2.3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動推進 | | | |
| (1) ごみの減量化とリサイクル | | | |
| ごみを減らすための3R、特にごみを出さないリユース、リデュースを優先的に推進します。 | ○ | | |
| 農業用廃プラスチックのリサイクルを推進します。 | ○ | | |
| 食品ロスを減らすための買い物や調理方法について村民と一緒に学びます。 | ○ | | |
| 八郎湖周辺クリーンセンターの改修に合わせて、ごみの分別方法を見直します。 | | | ○ |
| (2) 生ごみなどの有機廃棄物、資源化について対策を検討します。 | | | |
| 家庭における生ごみの減量化や堆肥化の取組を村民とともに推進・検討します。 | ○ | | |
| 村内から排出される草木や落ち葉などの植物系廃棄物について、堆肥化します。 | ○ | | |
| 生ごみ処理機の導入補助を行います。 | ○ | | |
| 生ごみ、稲わらをバイオガス発電の原料として利活用できるかどうか、引き続き検討します。 | | ○ | |

現状と課題

大潟村は、自然の豊かさだけでなく、景観の素晴らしさも誇れるもののひとつです。どこまでも広がる田園風景、桜や菜の花、イチョウ、梅、ひまわり、コスモス、サルビア、水仙など季節によって様々に彩られた街道や住宅地内、ポプラや松などの防風林も村を象徴する景観を形成しています。このような大潟村らしい独特の景観はいつまでも残していきたいものです。

一方で、村内各所に設置されている看板類は、一部老朽化しているものもあり、景観上課題となっています。強風のたびにポプラや松が倒木することも課題の一つです。このような状況から、景観という視点での総合的な対策を進めていく必要があります。

また、幹線道路や堤防道路沿いでは、ポイ捨てなどの不法投棄が長年の課題となっています。

加えて、干拓地という地域の特性から、大潟村にとって「干拓堤防」の機能が保全されている事は極めて重要ですが、近年雑木等が繁茂しており、管理者である秋田県による適切な管理を前提とした維持について努めていく必要があります。

平成25年には「大潟村景観条例」（以下「景観条例」という。）、平成26年には「大潟村景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定し、屋外広告物に関する基本方針などを定めました。不法投棄の監視や撤去活動を含め、今後も村の景観を守るため、景観を大切にする啓発や活動を粘り強く続けていく必要があります。

環境衛生の関連では、飲料水への要望が多く見られます。飲料水は、現状で安心・安全な水量・水質を充足していますが、より良質な「おいしい水」という要望も多く、新たな水源確保による施設の更新なども検討していきます。

取り組み



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 1. 不法投棄の未然防止対策の実施 | | |
|--------------------------------|---|--|
| 不法投棄未然防止のための普及啓発活動を推進します。 | ○ | |
| 不法投棄監視活動の取組を継続して推進します。 | ○ | |
| 不法投棄の実態を整理し、有効な抑止対策を検討、実施します。 | ○ | |
| 村民総出の八郎湖クリーンアップ活動の維持継続と向上を図ります | ○ | |



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 2. 景観保全活動の推進 | | | |
|---|---|---|--|
| 景観条例に従い、自然と人が共生し創造してきた独自の景観を保全、創造していく取組を進めます。 | ○ | | |
| 景観形成の観点から村有地における広告物類の掲示等について、基準（ルール）を策定します。屋外広告物については、景観計画に従い、周辺の景観や建物に十分配慮しています。 | ○ | | |
| 大潟村の広大な田園風景、桜、菜の花の風景を後世に引き継ぐため、継続的に景観整備を行います。 | ○ | | |
| 村内の各住区で住民が行う「花いっぱい運動推進協議会」の活動を支援します。 | ○ | | |
| 3. 衛生環境の維持 | | | |
| 野焼きや、禁止時期の稲わら焼きなど、不適正な焼却をしないよう、周知・指導します。 | ○ | | |
| ポイ捨てや、犬の飼育管理（糞処理その他）などのマナー向上の啓発に努めます。 | ○ | | |
| 公園の適正な管理や美化に努めます。 | ○ | | |
| 死亡獣畜の適正処理を実施します。 | ○ | | |
| 公衆トイレの維持管理に努めます。 | ○ | | |
| 大潟村特有の農繁期の空気の汚れについて、軽減対策を検討します。 | | ○ | |
| 4. 上下水道の機能保持 | | | |
| 浄水施設、下水道施設については適切に維持管理を行います。 | ○ | | |
| 取水及び浄水施設の更新を検討します。 | ○ | | |
| 老朽化した下水道施設の更新を随時行います。 | ○ | ○ | |

基本目標 5

八郎湖の水質改善

現状と課題

大潟村の農業生産・住民生活の源である八郎湖では、水質汚濁が大きな問題となっています。特に夏場のアオコ発生が長年の課題です。

八郎湖の水質改善に向けて、県・村・地域住民が長年取り組んできましたが、目に見える改善には至っていません。農業の方法や、農業水利施設の更新など、八郎湖に関わる全ての人が水質の改善につながるよう、連携を深めて取り組んでいかなければなりません。

平成19年、八郎湖は、湖沼法に基づく「指定湖沼」に指定され、それを機に、秋田県では「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定のうえ、水質保全、改善のため、官民一体となった取り組みが進められています。村としてはこの計画を推進するだけでなく、流域地域の中で率先して取り組む姿勢に立ち、平成21年度に独自に提言を取りまとめ、ハード面に係る対策を併せて進めています。水質改善については、抜本的な方法はなく、様々な策を組み合わせ、県や周辺自治体、各種活動団体、農家や住民等と連携しながら、長期的な視点で取り組んでいく必要があります。

取り組み



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 1. 八郎湖の水質改善対策の推進 | | | |
|---|---|--|--|
| 八郎湖水質改善大潟村推進委員会の提言に基づく取組を継続します。 | ○ | | |
| 余水による汚濁負荷の削減に取り組めます。 | ○ | | |
| 2. 国・県・周辺自治体・住民との連携 | | | |
| 県や流域市町村、民間団体等と一体で、県の湖沼水質保全計画に沿った取組を進めます。 | ○ | | |
| 大潟村からの汚濁負荷や取組効果を把握するため、県と協力しながら定期的なモニタリングを行います。 | ○ | | |



| | | |
|---------------------|-------------|---------|
| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|

| 3. 国営八郎潟土地改良事業の促進 | | | |
|--|---|--|--|
| 国営土地改良事業の推進を図り、水質保全機能の増進に資する農業水利施設の整備を働きかけます。 | ○ | | |
| 4. 環境保全型農業の推進 | | | |
| 農薬・化学肥料の適正使用や削減等により生態系への負荷軽減を図り、「命のゆりかご」「人工湿地」としての田んぼや農地関連施設の機能を保全します。 | ○ | | |
| 適正な水管理や農薬・化学肥料の適正使用や削減に取り組む、農地からの水質負荷削減を図ります。 | ○ | | |
| 無代かき・無落水栽培など、八郎湖の水質改善に役立つ農法を推進します。 | ○ | | |
| 八郎湖の水質保全のため、特別栽培、有機農業への切り替えを推進します。 | ○ | | |
| スマート農業の導入を支援しています。 | ○ | | |

基本目標 6

村全体で取り組む環境活動

現状と課題

環境問題は、八郎湖の水質の課題、私たちが日々出すごみの問題、大潟村特有の自然環境の保護など、私たちの身近にある課題から、地球温暖化対策、渡り鳥の重要生息地としての湿地の保全、外来生物の問題など、地球規模で考えなくてはならない問題まで、対象範囲が広いのが特徴です。そのため、その課題解決に向けては、ひとりひとりが取り組むことも大切ですが、村民、事業者、行政が、同じ目的に向かって協働しながら活動していくことが重要です。

村民が環境について学ぶ場を設けることも大切なことです。様々な環境問題について、小中学校の授業で扱うだけでなく、大人向けの環境学習会でも情報提供に努め、世代を問わず環境に配慮できる村民を育むことを目指します。

取り組み



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 1. パートナーシップによる環境事業の推進 | | |
|--|---|--|
| 環境活動団体のネットワーク作りを支援することによって、相互の情報交換、活動の活発化や相互連携の促進を図ります。 | ○ | |
| 村民・村民団体・事業者・行政のこれまで築いてきたパートナーシップを活かしながら、協働して環境問題に取り組めます。 | ○ | |
| 男鹿市と協力して、男鹿半島・大潟ジオパークの魅力を発信します。 | ○ | |
| 男鹿半島・大潟ジオパークや干拓博物館をはじめとする案内・学習ボランティアの次世代人材の育成を図ります。 | ○ | |



| 現在取り組んでいること・取り組めること | 状況を見て実行すること | 将来できること |
|---------------------|-------------|---------|
|---------------------|-------------|---------|

| 2. 環境学習の推進 | | |
|---|---|---|
| 村民、環境団体と協働で自然観察会や学習会を開催します。 | ○ | |
| 大潟草原野鳥観察舎での野鳥観察会を実施します。 | ○ | |
| 大潟村の自然についての企画展を開催し、大潟村の豊かな自然環境について村内外に広く発信します。 | ○ | |
| 環境に配慮した農業について常設展示を行います。 | ○ | |
| 西5丁目のビオトープ等の整備とそれを活用した環境学習を推進します。 | ○ | |
| 地球温暖化対策や、循環型社会に向けた取組など、環境に配慮した暮らしや事業活動について地域の環境情報を集約した情報提供や啓発活動を行います。 | ○ | ○ |
| 食育や地産地消の推進等により、食と農、自然環境との繋がりについて理解を深める取組を進めます。 | ○ | |



第5章

計画の推進体制と 進行管理

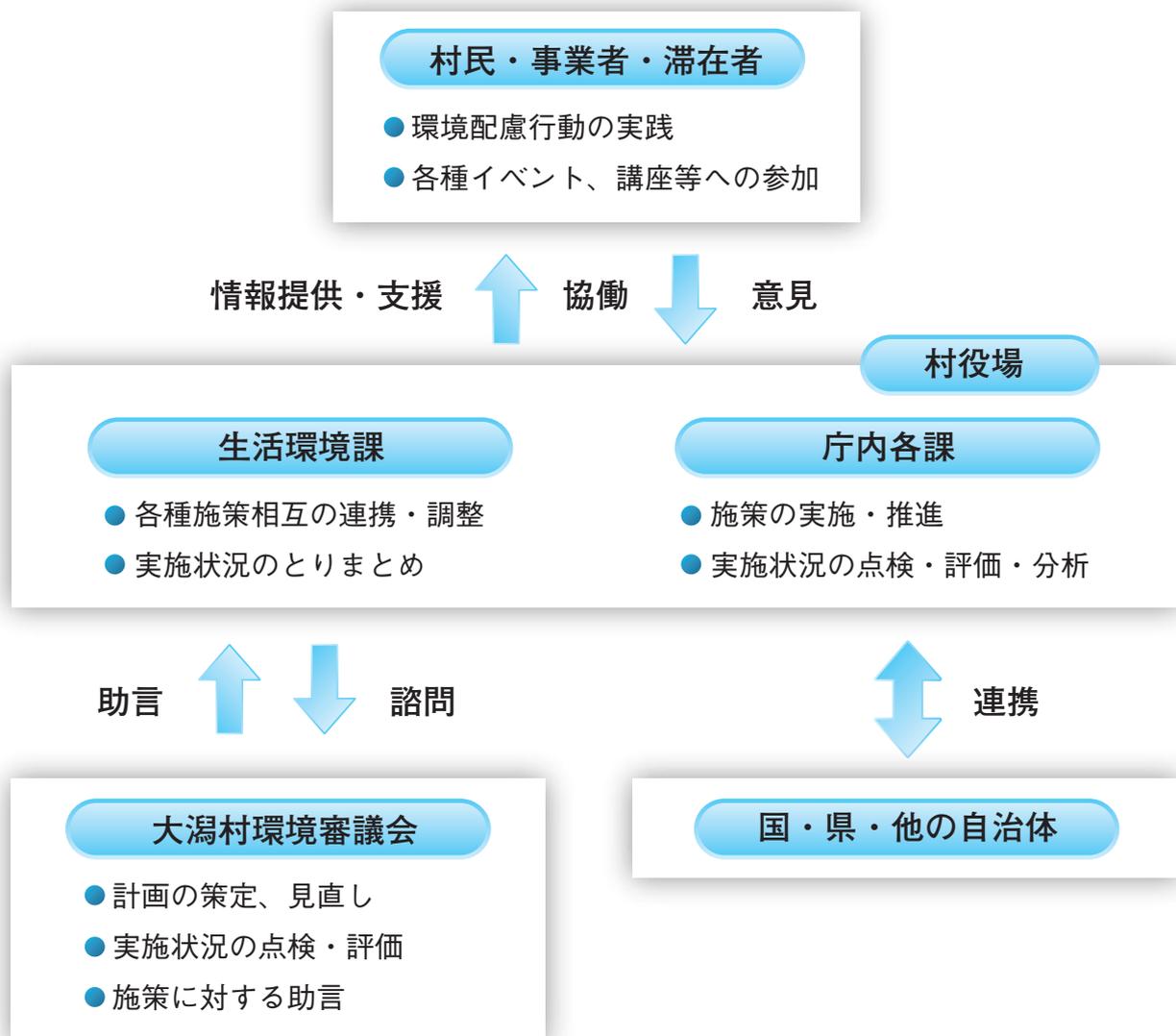
1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

第5章

計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

計画を着実に実行するためには、役場の各課が連携協力して一丸となって取り組む必要があります。また、行政だけでなく、事業者や村民が、地域の課題や今後の方向性について共通の認識を持ち、各主体が環境に対する取組を自主的に実践するとともに、お互いを尊重し、連携・協力して取り組むことが重要です。



2 計画の進行管理

計画の進行管理としては、Plan（施策の立案）⇒Do（施策の実施・運用）⇒Check（実施状況の点検・評価）⇒Action（施策の見直し・改善）のPDCAサイクルを適用します。計画の進行状況を定期的に点検・評価して継続的に改善を図ることで、環境施策の実効性を高めていきます。

また、村が実施した環境施策等については、大潟村環境審議会に報告するとともに、広報紙やホームページ等で公表し、広く意見を求め、見直し・改善に活かすよう努めます。

